

テレビ報道とプライバシー

中西尚道

TV News Reporting and Privacy

by Naomichi NAKANISHI

At present, TV is the most popular medium for news reporting. And for these ten years, the hours of TV news reporting increased. Many people are interested in programs concerning privacy, and daytime programs, so-called Daytime-Wide-Shows, cover the privacies of TV-stars and singers everyday. There are many critical opinions on programs of privacies. According to the survey results, more than half persons recognized the present TV news reporting violate privacies. Especially more than 70% of the respondents have sympathy for families of a victim or a suspected person, when they are televised. More than half persons have critical opinions against too many programs on wedding and divorce of TV-stars and singers.

The Japanese Constitution guarantees the freedom of expression. However, the freedom of expression should be based on the thought that it brings happiness to the people. Therefore, the reporting of privacies, including daytime TV shows, should not be guaranteed by the freedom of expression. In other words, privacy should be guaranteed although we cannot find such words in the Japanese Constitution. In the case of politicians and government officials, privacy is restricted because they are the representative of the people and their activities are watched by the people. The survey results show about two thirds of the respondents approved TV news reporting covers privacies of politicians and officials. The needs to know the privacies of TV-stars and star-players of sports are somewhat strong, and these informations can bring happiness to the people. The survey results show a little more than half of the respondents approved TV news reporting covers privacies of TV-stars and star-players of sports.

At last, TV news reporting can cover privacies within it brings happiness to the people. However, the present situation that too many programs cover privacies is criticized by many survey respondents.

<まえがき>

今日の人びとの日常生活において、さまざまな情報を得るメディアのうち、テレビの果たしている役割がきわめて大きいことは、

改めて指摘するまでもない。昭和60年に行われたNHKの国民生活時間調査によれば、全国民平均のテレビ視聴時間は、平日2時間59分、土曜日3時間16分、日曜日3時間40分である^(注1)。人びとがテレビを見る時間は10年

ほど前をピークとしてやや減少してはいるが、テレビ視聴が依然としてマスメディア接触の王座を占めていることに変わりはない。

ところで、テレビ放送が始まってから三十余年、テレビが人びとの生活の中に定着してからも、すでに二十五年余りを経過しているが、この間、テレビ番組の内容は、時代の変化や技術の進歩に伴って、大きく変わっ

てきている。最近の十年間についてみると、報道番組の増加ということが、一つの大きな特徴である。関東地区におけるテレビ各局の報道番組について、放送時間の一週間の合計、ならびに、一週間の放送本数の合計を、この十年間にわたって示すと次のとおりである。ただしここでは、各年の11月第一週のデータを用いている^(注2)。

	昭和52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年
放送分數	2,821	3,007	3,108	3,825	3,900	4,246	4,689	5,697	6,005	6,489分
52年を100 とした指数	100	107	110	136	138	151	166	202	213	230
放送本數	144	149	160	164	171	176	189	196	182	196本
52年を100 とした指数	100	103	111	114	119	122	131	136	126	136

この十年間で、報道の部門に該当する番組の放送本数は、1.3倍以上に、そして、放送時間は、2.3倍に増加している。中でも、最近の増加が顕著であり、今年（昭和62年）は更に増加している。

このような変化を生んだ背景には、国内の政治・経済・社会の諸問題に関する情報だけでなく、国際的な諸問題に関する情報までが人びとの生活と関係をもつようになってきたこと、そして、それに伴って、人びとのニュースに対する関心が高まってきたことをあげることができる。

報道番組の量が増えると、その番組の中で扱われる人びとの範囲が広がり、人びとのプライバシーの問題がクローズアップされてくる。また、世の中の出来事に対する関心が高まると、世の中の人びとの生活に対する関心が高まり、他人の私生活を知りたいというニ

ーズが生まれてくる。

そこで、テレビ報道とプライバシーに焦点を当て、現状の問題点を考えてみることにしたい。なお、ここで用いる調査データは、筆者も専門委員を勤めた放送番組向上協議会（代表：矢野輝雄専務理事）が、昭和62年6月に首都圏の20歳以上の住民1,200人に対して行った「テレビニュースに関する調査」の結果で、放送番組向上協議会の了承を得て、使わせていただいた^(注3)。

1. 他人の私生活に関する番組への関心

(1) ワイドショー番組の現状

平日月曜日から金曜日までの午前8時半から10時までと、午後2時から4時までの時間帯には、民放テレビ各局は、いわゆるワイドショー番組を放送している。その実情は次のとおりである^(注4)。

[日本テレビ] 「ルックルック」(8.30-10.00), 「ワイドショー」(12.00-13.00),
「2時ワイド」(14.00-14.50), 「噂のスタジオ」(14.50-15.50)

[TBS テレビ] 「モーニングEYE」(8.30-10.00), 「3時にあいましょう」(15.00-16.00)

- [フジテレビ] 「おはよう! ナイスデイ」(8.00-10.00), 「3時のあなた」(15.00-16.00)
 [テレビ朝日] 「モーニングショー」(8.30-9.30), 「こんにちは2時」(14.00-15.00)
 [テレビ東京] 「ハッピー TODAY」(8.30-10.00)

これらのワイドショー番組では、有名人・芸能人の結婚披露宴の様を含めて、彼等の私生活を詳細に伝えているケースが多い。一つの例として9月7日(月)から11日(金)

までの一週間の番組内容の中から主なものを、新聞のテレビ欄から拾ってみると次のとおりである^(注5)。

- ・「佐々木つとむ惨殺・葬儀生中継」「不倫の結末・佐々木つとむ破局までの私生活」
- ・「重病説の中美空ひばり近況報告」「ひばり病状報告会見」
- ・「桑名正博23歳元OLと再婚」「再婚会見・桑名正博」
- ・「郷ひろみ・神田正輝ニアミス」「アレッ、郷・正輝ゴルフ対決・二人の胸中は」
- ・「不倫の大学教授が狂恋愛人の男監禁」
- ・「マイケル来日フィーバー」「マイケル旋風日本上陸」
- ・「長嶺ヤス子犬猫大移動」
- ・「母を捜しに? 消えた中3少女の謎」
- ・「妹が替え玉出頭・ひき逃げの兄自殺」

以上の例から、芸能人・タレントの周辺を取材した報告が中心になっていることがわかる。芸能人・タレントの結婚や事件などは、これらの番組の格好の材料となっている。それに、社会的地位のある人の場合の犯罪や事件の背景にあるちょっと変わった私生活が取り上げられている。ここでは、最近の一週間の具体例を示したに過ぎないが、毎週これとほとんど同じような内容のものが放送されている。

更に、民放各局のワイドショーが、同じ日に、時には全く同じ時間帯に、揃って同じ内容のものを放送している場合が少なくない。たとえば9月7日の場合は、先に上げた11のワイドショー番組のうち、8つまでの番組で、佐々木つとむの惨殺に関連する報道が行われていた。

(2)他人の私生活に関する番組の視聴希望

ワイドショー番組のこのような現状を生み出した背景には、視聴者がそれを望んでいるから、放送局はそれを放送しているのだとい

われているが、視聴者の考え方や意見は、実際にはどうであろうか。

テレビのニュースやワイドショー番組で放送されている他人の私生活に関する番組について、それに対する関心を調査した結果では、「あまり見たいとは思わない」と答えた人が最も多い。「全く見たいとは思わない」と答えた人と合わせると、三分の二近い人は、この種の番組にはあまり関心を持っていないことになる。

「ぜひ見たい」と「たまには見たい」を合わせた24%の人が、このような番組を見たいと思っている。しかし、このように、改まって尋ねられた場合、見たいとは答えにくい気持のあることを考慮しなければならないであろう。したがって、この種の番組を何となく見たいと思っている人、つまり、この種の番組に対して潜在的な関心のある人はもっと多いものと思われる。

この結果を、男女の年層別にみると次のとおりである。

	全 体	[男 性]				[女 性]			
		20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
ぜひ見たいと思う	2%	0%	2%	2%	3%	2%	3%	1%	3%
たまには見たいと思う	22	14	18	23	15	37	30	19	25
あまり見たいと思わない	43	40	49	41	42	40	44	49	39
全く見たいと思わない	21	30	27	26	24	10	14	17	15
どちらともいえない	12	16	4	8	15	11	9	15	17

「ぜひ見たい」・「たまには見たい」という人は、20代の女子をはじめ、女性に比較的多い傾向がみられる。ワイドショー番組は、週日の午後、家庭の主婦を対象として放送されているものが多く、実際に見ている人も主婦が圧倒的に多いが、確かに女性の関心をひいているということが出来る。一方、「全く見たいとは思わない」という人は、20代の男子をはじめとして、男性の場合に多いが、この中には、生活態様から、このような番組を見ることのできない人が多く含まれているとみられる。

家庭の主婦の場合、最近では、パートタイムの仕事についている人もかなり増えてはいるが、一日中、ほとんど家庭やその近所で過

ごす人が多く、世の中とのつながりは、主としてテレビを媒介にしている場合が多い。したがって、テレビを通じて、世の中のことを知り、他人の生活の実情を知ろうとすることになる。若い主婦の場合には、その方向へ向かう関心がいっそう強くなっていることが示されている。

ふだんのテレビ番組の視聴状況で、NHKをよく見る人と民放をよく見る人とでは、他人の私生活に関する番組への関心に違いがみられる。そこで、ふだんのテレビの視聴状況から、視聴者を次の四つのタイプに分け、それぞれのタイプ別に、私生活番組に対する関心の度合を分析してみた。

NHK型： NHKの方を多く見る人、(NHKの方をずっと多く見る人と、どちらかといえばNHKの方を多く見る人の合計)

民放絶対型：民放の方をずっと多く見る人、

民放型： どちらかといえば民放の方を多く見る人、

同等型： NHKと民放を同じくらい見る人、

	全体	NHK型	民放絶対型	民放型	同等型
ぜひ見たいと思う	2%	3%	2%	1%	2%
たまには見たいと思う	22	19	25	23	22
あまり見たいと思わない	43	43	42	50	36
全く見たいと思わない	21	23	16	18	28
どちらともいえない	12	11	15	9	12

NHK型の人には「ぜひ・たまには見たいと思う」人が比較的少ないのに対して、民放絶対型の人には、それが比較的多くなっている。ふだんNHKの番組を多くみる人たちはこの種の番組を見たいと思っている人が比較的少なく、ふだん民放の番組の方をずっと多く

見てる人たちは、この種の番組を見たいと思っている人が比較的多いということになる。したがって、この種の番組を見たいと思っている人たちは、ふだん民放の番組をよく見るという結果になっている。

ところで、今日の人びとの生活の中では、

ニュースの利用メディアとして、新聞とテレビとがそれぞれ大きな役割を果たしている。人びとのふだんの生活実態から、朝のニュースの利用メディアとして、新聞を第一に利用する人と、テレビのニュースを第一に利用する人とに分けることができる。この調査で、この点を尋ねた結果では、新聞を第一に利用する人と、テレビのニュースを第一に利用する人が、それぞれ45%で、両者は全くきっこうしていた。そして、朝はラジオのニュース

を第一に利用する人が9%あった。

一方、夜のニュースの利用メディアとしては、テレビを利用する人が67%と圧倒的に多い。人びとの夜の生活実態、ならびに、新聞の配達される翌朝までの間を考えると、当然の結果であろう。

そこで、たまたま同じ割合に分割される朝のニュースの利用メディア別に、他人の私生活に関する番組の視聴希望を分析してみたが、その結果は次のとおりである。

	全 体	朝のニュース		
		朝のニュース は新聞	朝のニュース はテレビ	朝のニュース はラジオ
ぜひ見たいと思う	2%	2%	3%	0%
たまには見たいと思う	22	19	26	21
あまり見たいと思わない	43	43	41	51
全く見たいと思わない	21	26	17	13
どちらともいえない	12	11	15	15

朝のニュースの利用メディアとして「新聞」を第一にあげた人には、他人の私生活に関する番組を「ぜひ・たまには見たいと思う」人が比較的少なく、「テレビ」を第一にあげた人には、そのような番組を「ぜひ・たまには見たいと思う」人が比較的多い。朝のニュース源として新聞をあげた人は、夜のくつろいだ時間を除いて、テレビをゆっくりと見るのでできない人が多く、したがって、この種の番組ははじめから見られないという気持ちが先に立っていると考えられる。これに対して、朝のニュース源としてテレビをあげる人は、一日を通じて比較的時間の余裕があり、昼間のテレビ番組も見ることのできる人が多いためである。

一方、朝のニュース源としてテレビをあげる人は、あらゆる情報をテレビに頼ることの多い人たちである。したがって、テレビで放送される番組によって、さまざまな問題に関心をもつようになり、私生活に関する番組に対しても、それを見ている間に、次第に関心を持つようになったと考えることができる。

2. プライバシーの侵害や取材の行き過ぎについて

(1)取材の行き過ぎと言論の自由

昭和61年12月に、タレントのビートたけしが、週刊誌の編集部へ押し入り、編集部員に暴力を加えた事件は、各マスメディアを通じて報道され、多くの人びとの関心を集めていた。そして、その原因となったものは、週刊誌の契約記者が、プライバシーの侵害につながりかねないような強引な取材を進めたことであつたとされている。

取材の行き過ぎが原因となって、暴力ぎたになったこと、しかもその当事者が現在人気絶頂のタレントであったことから、大きな社会問題となったが、これに準ずるような取材の行き過ぎは、今日ではいたるところで行われていると言っても過言ではない。

ところで、ビートたけしが押し入った先の週刊誌の責任者が、事件の直後、テレビの取材に対応して、「言論の自由」を守るために、このような暴力は絶対に許せないというような意味の発言をしていたが、この点に関して

は、真の意味の「言論の自由」を守る立場から、十分な注意を喚起しておきたい。

それでは、真の意味の「言論の自由」とは何であろうか。国民の幸福な生活を維持していくために必要な言論の自由こそ、真の言論の自由であるということが出来る。読者の歓心を買うために、こそこそと取材するような行動は、言論の自由の精神に支持されるものでは決してない。このような行動は、プライバシーの侵害につながるものであるとの理由で、正しい取材まで制限を受けるようなことになれば、このような行動は、むしろ言論の自由を危険に陥れるものである。

目先の利益にのみ目がくらみ、真の「言論

の自由」の意味をとり違えている週刊誌の編集責任者に、反省を促したい。

(2)取材の行き過ぎに対する視聴者の批判

調査の結果では、テレビのニュースやワイドショー番組などでの、プライバシーの侵害や取材の行き過ぎについて、「行き過ぎがあると思う」と答えた人が半数以上に達している。「行き過ぎはないと思う」人は、わずか1割程度であり、大多数の人が現在のテレビ番組には、プライバシーの侵害や取材の行き過ぎがあると思っていることになる。

取材の行き過ぎがあると思うかどうかについての調査結果を、男女の年層別にみると、次のとおりである。

	全	[男 性]				[女 性]			
	体	20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
行き過ぎがあると思う	54%	53%	56%	40%	45%	54%	63%	65%	53%
行き過ぎはないと思う	11	11	7	11	19	11	8	7	10
わからない	36	36	37	50	35	34	29	28	37

「行き過ぎがあると思う」人は、40代の女子(65%)と30代の女子(63%)に多くみられる。実際に昼間のワイドショー番組を見ている人は、30代や40代の女性が圧倒的に多いのであるから、これはふだんこのような番組を実際に見ている経験から出てきた結論であるということが出来る。したがって、今日の視聴者の多くは、ワイドショー番組などの内容には、プライバシーの侵害や取材の行き過ぎを認めていることになる。

	全体	NHK型	民放絶対型	民放型	同等型
行き過ぎがあると思う	54%	57%	49%	56%	55%
行き過ぎはないと思う	11	10	12	10	9
わからない	36	32	39	34	36

「行き過ぎがあると思う」人は、NHK型では、57%であるのに対して、民放絶対型では、49%にしか過ぎない。民放型や同等型のタイプでは、NHK型に類似した傾向を示している。つまり、ふだん民放の方をずっと多く見る人たちだけが、取材の行き過ぎに対して、

プライバシーの侵害や取材の行き過ぎについての受けとり方にも、テレビの番組はふだんNHKの方をよく見る人と民放の方をよく見る人との間に、かなりの違いがみられる。

NHKと民放のどちらをよく見るかという視聴状況から、視聴者を四つのタイプに分けて^(注6)、それぞれのタイプ別に、行き過ぎがあると思うか、ないと思うかを分析した結果は、次のとおりである。

寛大な態度を示していることになる。民放の方をずっと多く見ている人には、多少取材に行き過ぎがあっても、その結果が人びとの興味をひくものであればよいという考えを持っている人が多いように思われる。それは、次の分析からも伺うことができる。

取材の行き過ぎに対する批判は、私生活番組への関心と関係しているからである。私生活番組を見たいか、見たくないかによって、

	全体	見たい と思う	あまり見 たくない	全く見た くない	どちらとも いえない
行き過ぎがあると思う	54%	49%	56%	60%	44%
行き過ぎはないと思う	11	15	10	8	6
わからない	36	36	34	32	50

このように、私生活番組への関心との関係では、私生活番組を見たいと思っている人では、「行き過ぎがあると思う」人が49%であるのに対して、私生活番組をあまり見たいとは思わない人では、それが56%で、私生活番組を全く見たいとは思わない人では、それが60%に達している。

プライバシーの侵害や取材の行き過ぎについては、その種の番組を見たい人は、多少の行き過ぎがあっても、面白くなった方がよいと考えているからであり、逆に、その種の番組にあまり関心のない人は、たてまえとしての考え方から、プライバシーの侵害や取材の行き過ぎに対してはかなり批判的であるように思われる。したがって、この問題に関しては、現状を客観的にみたと、行き過ぎがあるかどうかを判断しているというよりも、この種の番組に対する好ききらいの気持が大きく影響しているということが出来る。

(3)対象別の取材の行き過ぎ

今日のテレビの報道において、取材の行き

犯罪の容疑者の家族に取材すること：	78%
事件・事故の被害者の家族に取材すること：	73%
芸能人・タレントなどの私生活をとりあげること：	66%
芸能人・タレントなどの結婚・離婚をとりあげること：	55%
犯罪の容疑者を実名で報道すること：	11%
犯罪の容疑者の顔写真を報道すること：	10%
犯罪の容疑者の逮捕・護送を報道すること：	10%

この結果から、テレビの報道は、その対象から、3種類に分けて考えることができる。

取材の行き過ぎがあると思うか、ないと思うかを分析した結果は、次のとおりである。

過ぎが批判されている対象としては、事件や事故の際、家族や身内の人たちに対する取材が最も多い。特に、事故などの際、家族や身内の人を失って、悲しみにくれている人に対して、「今のお気持ちはどうですか」というような尋ね方をしている場面に接することは少なくない。悲しみにくれている人の気持を考えれば、そのような状態に置かれている人に対する同情と、取材する側に対する怒りを覚える人が多いであろう。もちろん、そのような場合に、家族に対して取材すべきこともあるであろうが、状況を見ない取材は、必要な取材まで拒否されてしまう危険のあることを認識しなければならない。

この調査の結果にも、この問題に対する視聴者の反応がはっきりと表われている。この調査では、七つの事例をあげて、それぞれの場合に、取材の行き過ぎがあると思うかどうかを尋ねたが、それぞれの場合について、行き過ぎがあると回答した人の割合は次のとおりである。

第一は、犯罪の容疑者の家族や、事件・事故の被害者の家族などに対する取材で、この場

合は、取材の行き過ぎを認める人が非常に多い。関係者の家族の場合は、ニュースの対象となっているものと直接の関係はほとんどない。しかも、これらの人たちは、悲しみにくれている場合が多い。したがって、これらの人たちに対しては、そっとしておいてやるのが思いやりである。調査の結果には、そのような人びとの気持ちがよく表われているという

	全	[男 性]		[女 性]					
	体	20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
犯罪容疑者の家族	78%	81%	81%	76%	66%	79%	78%	80%	81%
事故の被害者の家族	73	71	77	69	61	80	75	71	78

このように、犯罪容疑者の家族に対しては、30代以下の男性と40代以上の女性の率が高く、これらの人びとが、犯罪容疑者の家族に対して強い同情を示しているが、事故の被害者の家族に対しては、20代の若い女性が、最も多くの同情を示しているといえることができる。しかし、この問題に関しては、男女のどの年齢でも大多数の人が同情を示しているとみるべきであろう。

一方、事件の報道に関しては、関係者の家族のことなどを含めて、そのような状況にある人たちのことを知りたいという欲求のあることも事実である。また、報道する側にとっては、二度と過ちを繰り返さないために、それを報道すべきだという大義名分がある。このバランスをどのようにとるかが重要な課題

	全	[男 性]		[女 性]					
	体	20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
芸能人の私生活	66%	71%	72%	66%	58%	66%	64%	61%	66%
芸能人の結婚・離婚	55	57	60	61	66	42	45	51	54

他人の私生活に関する番組を見たいという人は、女性に多く、特に20代と30代の女性に多かった。他人の私生活といえば、当然芸能人やタレントの華やかな生活を見たいわけであり、少しぐらい取材の行き過ぎがあった方が面白くなると期待している人も少なくない

ことができる。

犯罪の容疑者の家族や、事件・事故の被害者の家族などに対する取材の行き過ぎを認める人は、男女の各年層にわたっているが、どちらかといえば、女性の方にそれを認める人が多く、男女の年層別にその割合を示すと次のとおりである。

であろう。

第二は、芸能人・タレントの私生活や結婚・離婚に関する報道である。この点についても、取材の行き過ぎを認める人はかなり多く、過半数の人が、現在のテレビ報道は行き過ぎであると考えている。しかし、芸能人・タレントの場合は、事故の被害者の家族の場合と違って、男性の方にそれを認める人の割合が高い。つまり、男性は、たてまえとして、私生活や結婚・離婚のニュースなどはテレビで報道すべきではないと思っているのに対して、女性の場合は、このような番組に興味を持っている人が多く、このような番組を見てみたいという気持ちが、たてまえとしての考えを抑えているといえることができる。

であろう。20代と30代の女性では、「芸能人・タレントの結婚・離婚」の報道に対して、行き過ぎを認める人は半数以下であることがそれを物語っている。

私生活番組への関心が、取材の行き過ぎを認めるかどうかに関係のあることは、すでに

明らかにしているが、芸能人・タレントの場合、どうであろうか。他人の私生活に関する番組を見たいかどうかによって、芸能人・

タレントに対する取材の行き過ぎを認めるかどうかの関係は、次のとおりである。

	全体	見たい と思う	あまり見たい と思わない	全く見たい と思わない	どちらとも いえない
芸能人の私生活	66%	50%	69%	82%	57%
芸能人の結婚・離婚	55	35	58	77	46

他人の私生活に関する番組を見たいと思う人と、全く見たいとは思わない人とは、これらの問題に対する反応が大きく異なっている。特に、芸能人やタレントの結婚や離婚についての報道に対しては、他人の私生活に関する番組を全く見たいと思わない人では、取材に行き過ぎがあると思っている人が大多数であるのに対して、見たいと思っている人では、取材の行き過ぎを認める人は比較的少ない。特に「芸能人・タレントの結婚・離婚」の場合は、他人の私生活に関する番組を見たいと思っている人と、そうでない人とは、取材の行き過ぎを認める度合いに大きな違いがみられる。

ワイドショー番組の現状として指摘したように、今日のテレビ番組に大量に登場している芸能人・タレントに関する情報は、その背景に、それを見たいと望んでる人が少なくないこと、そしてそれらの人たちは、現在の取材の方法に特に問題を感じてはいないという実態が存在している。

しかし、芸能人・タレントの結婚や離婚に関する報道は、調査結果が示すように、取材の行き過ぎを認める人もある程度はいるが、芸能人・タレントの場合でも、それ以上の私生活に関する報道では、男女の各年層を通じて取材の行き過ぎを認める人がかなり多くなっていることに注意すべきである。つまり、芸能人やタレントについての報道の場合に、「結婚・離婚」と「私生活（一般）」とで、プライバシーの侵害や取材の行き過ぎの受けとり方には若干の違いがあることである。言い

換えれば、芸能人やタレントの「結婚・離婚」については、ある程度の報道は認められるが、それ以上の「私生活（一般）」には、取材の行き過ぎがあってはならないという気持ちが表われている。この辺にも、今日のテレビ報道の一つの問題が提起されているといえることができる。

第三は「犯罪の容疑者」に関する報道である。この点に関しては、犯罪の容疑者を実名で報道すること、顔写真を報道すること、逮捕の場面を報道することなどのいずれの場合も、取材が行き過ぎであると認める人は、それぞれ10%から11%程度で、被害者の家族や芸能人・タレントの場合に比べると非常に少ない。

犯罪の容疑者本人に関する報道については、男女のどの年層でも、また他人の私生活に関する番組を見たい・見たくないにかかわらず、現在の取材に対して特に行き過ぎを認める人は少ない。つまり、犯罪の容疑者本人の報道に関しては、当然報道されるべきものであると考えている人が大部分であり、このような考え方が人びとの間に定着しているといえることができる。

3. 有名人のプライバシーと報道の自由

(1) 報道の自由の意義と境界

報道の自由の意義については、憲法21条が一切の表現の自由を保障しているが、この自由には、各自の自己表現の保障によって、各人が幸福になることと、社会の中に多種多様な情報が自由に行き交い、皆が容易にそれら

を知って、受容あるいは批判し合うことにより、社会全体が向上してゆくことが期待されている^(注7)。

また、報道の自由があるからといっても、その報道される情報は、公衆が知るに値するものでなければならない。したがって、単なる興味本位の情報は、報道の自由の保護に値するものではない。前述のビートたけしの事件の発端となった週刊誌の取材の対象は、単なる興味本位のものであり、報道の自由の保護を受けるに値するものでないことは、この点からも指摘することができる。

それでは、公衆が知るに値する情報とはいったい何であろうか。公衆が知るに値する情報はこれこれであると定義することは困難である。しかも、そのような情報は、時代とともに変化してゆくものである。他人の私生活に関する情報の多くは、公衆の知るに値する情報ではないかも知れない。しかし、他人の私生活に関する情報の中にも、公衆が知るに値するものが含まれていることにも注目しなければならない。

今日の情報化社会にあっては、他人の私生活に関するある種の情報を得ておくことが、幸福な生活を追求する上で有効な手段である場合が少なくない。華やかな生活をしている人たちのことを知ることは、心を豊かにすることであり、人びとの射幸心をあおったり、人びとを怠惰にしたりするだけでは決してない。すでに調査の結果でみたように、今日では、他人の私生活に関する情報を知りたいという欲求はかなり強い。

ところで、報道の自由を考える時には、同時にプライバシーの権利について考えることが必要である。今日、「プライバシー」という表現は、人びとの日常の生活の中に定着している。憲法の中には、プライバシーという表現はどこにも見当たらないが、憲法13条のすべての国民は個人として尊重されるという規定には、個人のプライバシーが保護されるべき

であるという考え方が含まれているとみるべきである^(注8)。

そして、人びとのプライバシーの権利に対する要求は、年とともに強くなっている。私生活に関する情報の増加とそれに対する欲求の増加が一方にあり、他方では、プライバシーの権利に対する欲求が強くなっている状況にあって、報道の自由とその限界が大きな問題として、クローズアップされてきたのである。

他人の私生活に関してもう一つ考えなければならない問題は、民主主義と人びとの代表に関連することである。民主主義の下においては、人びとを代表する人たちによって、日常のことがらが進められている。そこで、人びとを代表する人たちのことは、広く知られていることが必要である。ある場合には、その人たちの私生活についても、公にされることがある。政治家の場合はその代表的な例であり、多くの人の幸福を左右する立場にある以上、避けられないことである。

1988年の大統領選挙に向けて、アメリカでは、すでに大統領選挙の前哨戦が始まっている。民主党の有力な大統領候補であったハート上院議員が、その政治的行動によってではなく、その私生活にかかわる疑惑によって、大統領選挙への出馬を事実上断念せざるをえなくなったことが、最近のニュースとして伝えられている。民主主義の伝統を誇るアメリカにおいては、人びとを代表する立場に立つ人については、その人の私生活も公にされることが事実として示されている。

政治家以外の有名人の場合も、人びとの幸福な生活に影響を与えるような人たちの私生活は、それを報道することによってもたらされる人びとの幸福と、有名人のプライバシーの権利の保護との兼ね合いをどうすべきかという問題になってくる。

調査の結果にみられる人びとの意識を分析しながら、この問題について考えてみることにしたい。

(2)政治家や有名人の私生活についての報道

政治家の場合は、公人として、誰に見られてもよいような生活をしなければならないという考え方がある。そこで、「政治家・役人」については、テレビで私生活のことを放送し

	全 体	[男性]				[女性]			
		20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
全くかまわないと思う	14%	21%	16%	14%	17%	12%	11%	14%	7%
ある程度はかまわない	51	48	52	60	49	54	44	43	56
あまり好ましくない	29	23	24	19	29	32	36	38	33
やめるべきだと思う	6	8	8	6	6	1	9	5	4

「全くかまわないと思う」人は、20代の男子に多く、「ある程度はかまわないと思う」までを含めた容認する人の率は、40代の男子が最も高い。そして、男性は一般に女性よりも、政治家や役人の私生活の報道を容認する人が多い。女性の場合は、「あまり好ましくないと思う」人が、各年層を通じて30%をこえており、たとえ政治家や役人であっても、その私生活を報道することには、抵抗感を持っている人が少なくない。

人びとを代表する人たちのことは何でも知っていた方がよいということで、政治家や役

	全 体	[男性]				[女性]			
		20代	30代	40代	50以上	20代	30代	40代	50以上
全くかまわないと思う	5%	5%	4%	3%	8%	4%	3%	8%	6%
ある程度かまわない	51	38	44	54	48	67	52	47	57
あまり好ましくない	34	44	37	33	34	27	31	38	32
やめるべきだと思う	10	14	15	10	11	4	14	8	5

芸能人やスポーツ選手の場合は、政治家や役人の場合とは逆に、女性の方が男性よりもその私生活の報道を容認する人が多い。「全くかまわないと思う」人は、男女の各年層を通じて非常に少ないが、「ある程度かまわないと思う」人まで含めた容認する人は、女性の20代では7割以上に達している。若い女性の場合は、芸能人やスポーツ選手の私生活にかなりの関心を持っており、したがって、その私生活について知りたいという気持の強さが、

てもよいと思うかを尋ねた結果では、「全くかまわない」14%、「ある程度はかまわない」51%で、およそ三分の二の人は、政治家や役人の私生活の報道を容認している。これを男女の年層別にみると、次のとおりである。

人の私生活についての報道を容認する考え方は、男性の方が女性よりも進んでいるということが出来る。

これが、芸能人やスポーツ選手の場合になると、政治家や役人の場合に比べて、私生活の報道を容認する人の割合は、やや減少し、好ましくないと考える人が増えている。芸能人やスポーツ選手の私生活を報道することに対する考えを、男女の年層別に分析した結果は次のとおりである。

芸能人やスポーツ選手のプライバシーを尊重しようという気持を上回っていると考えられる。

一方、20代と30代の男性の場合は、「あまり好ましくないと思う」と「やめるべきだと思う」の合計が半数を越えている。芸能人やスポーツ選手についての報道は、それぞれの人たちの活躍する場における報道に徹すべきであり、私生活にまで立ち入るべきではないという本来の考え方が、若い男性の意識の中に

根づいていることが伺われる。

次に、著名文化人の私生活を報道することに対しては、人びとの考え方は次のとおりである。

「全くかまわないと思う」	4%
「ある程度かまわないと思う」	45%
「あまり好ましくないと思う」	40%
「やめるべきだと思う」	11%

このように、著名文化人の場合は、私生活についての報道を容認する人と、容認することはできないとする人の割合がほぼ等しくなっている。政治家や役人の場合と比べると私生活についての報道を容認する人の割合はかなり低く、芸能人やスポーツ選手の場合に比べてもやや低くなっている。

また、著名文化人の場合は、政治家や役人、あるいは、芸能人やスポーツ選手の場合と違って、私生活の報道を容認する人の割合には、男女の年層による違いがあまりみられない。つまり、著名文化人の私生活のことを知りたいというような年層は特になく、比較的客観的な判断ができているものと思われる。

以上、私生活についての報道をその対象に

よって、政治家や役人、芸能人やスポーツ選手、それに著名文化人のそれぞれの場合について、人びとがそれらの報道を容認するかどうかをみてきたが、政治家や役人の場合は、その私生活を容認する人が最も多く、次いで、芸能人やスポーツ選手の場合であり、著名文化人の場合は、それを容認する人が最も少なかった。

そして、政治家や役人のように、多くの人に知られてもよいような生活をしなければならぬ人たちの場合と、それぞれ活躍する場における報道は当然のこととして、私生活についてまでは報道すべきではない人たちの場合との違いが、調査の結果にもはっきりと表われているということが出来る。

しかし、私生活についての報道を容認するかどうかは、この問題についての本来の考え方だけでなく、そのような内容の番組を見たいという意識が強く働いていることもまた事実である。そこで、私生活についての番組を見たいと思うかどうかと、私生活についての報道を容認するかどうかとの関係を、それぞれの対象別に分析してみると、次のとおりである。

		私生活番組を見た と思う	あまり見 たいとは思 わない	全く見 たいとは思 わない	どちら ともい えない
政治家や 役人の場合	全くかまわないと思う	17%	10%	18%	16%
	ある程度はかまわない	64	52	37	44
	あまり好ましくない	18	32	33	36
	やめるべきだと思う	2	6	13	4
芸能人や スポーツ 選手の場合	全くかまわないと思う	10	3	3	6
	ある程度はかまわない	73	51	26	47
	あまり好ましくない	17	38	44	40
	やめるべきだと思う	1	8	27	7
著名文化人 の場合	全くかまわないと思う	9	3	2	2
	ある程度はかまわない	66	41	27	46
	あまり好ましくない	21	49	45	42
	やめるべきだと思う	3	8	27	11

政治家や役人、芸能人やスポーツ選手、著名文化人のいずれの場合も、私生活番組を見たいと思っている人には、私生活についての報道を「全くかまわないと思う」人が多く、私生活番組を全く見たいとは思わない人には、「あまり好ましくないと思う」人が多くなっている。

ここで、政治家や役人の場合、芸能人やスポーツ選手の場合、著名文化人の場合のそれぞれについて、私生活についての報道を容認する人（「全くかまわないと思う」人と「ある程度はかまわないと思う」の合計）の率を、私生活番組を見たい人の場合と、全く見たくない人の場合とで、対比して示すと、次のようになる。

政治家や役人：	81%—55%
芸能人やスポーツ選手：	83%—29%
著名文化人：	75%—29%

このように、私生活番組を見たいと思っている人と、そうでない人とでは、私生活についての報道を容認する度合いが著しく違っている。特に芸能人やスポーツ選手の場合には、それがきわめて顕著であることがわかる。

要するに、芸能人やスポーツ選手についての私生活の報道を容認している人たちは、そのようなことを報道する番組を見たいからであり、私生活番組を見たいという欲求は、他人の私生活を報道することは好ましくないという考えを覆すほど強いものであることを示している。

今日、私生活についての報道を主とした番組が数多く放送されており、放送局側は、視聴者がそれを望んでいるからであると主張しているが、その背景として、確かに、私生活番組を見たい視聴者が、私生活についての報道を望んでいる実態がここに示されているということが出来る。

4. プライバシーにかかわるテレビ報道のあり方

これまでのところで、プライバシーにかかわるテレビ報道の実情と、それに対する視聴者の反応や批判について、調査結果の分析を交えながら考察してきた。そして、今日のテレビの番組では、有名人の私生活に関するもの、あるいは、事件などの関係者の私生活に関するものが多く取り上げられているが、その背景には、視聴者の多くがそれを望んでいることも明らかにしてきた。

しかし、すでに二十年近くにわたって、テレビ視聴は人びとのマスメディア接触の王座を占めている。したがって、今日の社会におけるマスメディアとしてのテレビの役割を考えると、テレビ放送は、ある程度の私生活情報を放送するにしても、大多数の国民に対して、適切な情報を提供するという役割を果たさなければならない。

ここで、これまでたびたび引用してきた首都圏での「テレビニュースに関する調査」から、多くの視聴者に関心を持たれているニュース項目についてみることにしたい。「おおいに関心がある」と答えた人の多かったニュース項目は、次のとおりである。

天気予報	46%
事件や事故などの社会ニュース	35%
スポーツニュース	34%
貿易や景気動向などの経済ニュース	24%
政府や国会の動きなどの政治ニュース	23%
米ソ関係やアジア問題などの国際ニュース	19%
最新の流行などの話題的ニュース	19%
郷里など関心のある地方のニュース	18%
首都圏のローカルニュース	18%
交通情報	17%

そして、芸術・文化ニュース、芸能ニュース、行楽・観光ニュースがこれらの後に続いている。

日常の生活に直接の関係がある「天気予報」

に対する関心が特に高いが、伝統的に多くの
人に関心を持たれていた「社会ニュース」に
加えて、若い人を中心として、「スポーツニ
ュース」に対する関心が非常に高いのが現代
の特徴である。このほか「経済ニュース」や「国
際ニュース」に対する関心もかなり高く、今
日の視聴者は、幅広いニュースを求めている
という実態が示されている。

ところで、これらのニュースに対して、視
聴者はいったいどの程度満足しているのだろ
うか。「おおいに満足している」と答えた人が
10%を上回ったのは、次の3つのニュースだ
けであった。

天気予報	23%
スポーツニュース	19%
事件や事故などの社会ニュース	19%

この満足している人の割合は、それぞれの
ニュース項目に対して、あまり関心のない人
まで含んだ全体の人を対象にしているので、
それぞれのニュース項目に対して、「おおいに
関心がある」と答えた人だけについて、満足
している人の割合を調べてみると、「天気予
報」(38%)、「スポーツニュース」(37%)の
ほか、「芸能ニュース」(35%)の満足度がき
わめて高かった。

「社会ニュース」(20%)と「政治ニュース」
(19%)は、おおいに関心のある人に、ある
程度の満足感を与えていると考えられるが、
「経済ニュース」(11%)と「国際ニュース」
(12%)については、おおいに関心を持って
いる人の満足感は十分なものとはいえない状
況にある。

財テクブームといわれる今日、家庭の主婦
の経済に対する関心が高まり、経済の動きに
ついて知りたいという欲求がかなり強くなっ
ている。しかし、現在の「経済ニュース」は
必ずしもそれに十分応えているとはいえない
ようである。「経済ニュース」におおいに関心

のある人の満足感が比較的低いことがそれを
物語っている。

「国際ニュース」についても同様である。
今日、仕事の面で、海外諸国の動きが少な
からず影響するケースが多くなっている。また、
海外旅行が大幅に増加するなど、海外に対す
る一般の人びとの関心も非常に高くなってい
る。「国際ニュース」は、量的には著しく増加
しているが、本当に関心のある人に対しては、
必ずしも十分な満足感をあたえてはいないよ
うである。

これに対して、「スポーツニュース」や「芸
能ニュース」は、関心のある人の満足感がか
なり高いことが調査の結果に示されている。
最近のテレビのニュースの内容や、最初に指
摘したようなワイドショーの内容などをみて
いると、十分に納得することができる。それ
はそれで結構なことであるが、さらに、「経済
ニュース」や「国際ニュース」などについて
も、おおいに関心のある人に満足してもらえ
るものを提供するよういっそうの努力が望ま
れる。

最後に、プライバシーにかかわるテレビ報
道のあり方であるが、報道の自由、あるいは
表現の自由は、人びとを幸福にするためのも
のであるという基本理念を常に念頭におくこ
とが大切である。

この基本理念の上に立つものであれば、プ
ライバシーにかかわるものを報道したり、私
生活の内容を放送することも許されるべきで
あると考える。公人としての政治家の市民生
活を報道すること、人びとのあこがれの対象
である有名人の私生活の一端を報道すること
は、このような意味で、許されるべき範囲に
入るであろう。

しかし、今日、しばしば見られるように、
大部分の放送局が、芸能人・タレントの結婚
や離婚を追いまわして、同じような番組を放
送することは、明らかに行き過ぎであると考
える。賢明な視聴者がこのような状況を批判

し、真の報道の自由が実現され、テレビの報道が今日の社会において、人びとの幸福をもたらす役割を果たすことができることを切望する。
(文教大学情報学部教授)

注

- (注1) NHK 世論調査部編：「図説・日本人の生活時間1985」（昭和61年）より
- (注2) ビデオ・リサーチ編：「視聴率年報」より抜粋
- (注3) 放送番組向上協議会編：「テレビニュース

の表現」（1987年）より

- (注4) これは昭和62年9月現在のもの、10月の番組の新編成により、このうちの一部は変更されている。
- (注5) 「読売新聞」昭和62年9月7日から11日までの紙面より
- (注6) 30ページのタイプ分け参照
- (注7) 小林節：「有名人のプライバシーと報道の自由」[新聞研究：1987年8月号22ページ]
- (注8) 同 上 23ページ